

一人で悩まず、相談しましょう

● 総合生活相談（人権侵害・就労支援・進路選択支援・生活相談）

泉佐野市内の身近な相談窓口です。

受付時間：月曜～金曜 9:30～16:30

人権推進課 ☎072-463-1212

（事前予約で市内公共施設への出張相談可）

南部市民交流センター ☎072-466-6464

北部市民交流センター ☎072-464-5726

まちの活性課（就労支援のみ） ☎072-469-3131

公益社団法人泉佐野市人権協会 ☎072-458-7444

● いずみさの女性センター

女性の悩みの相談（面接）【予約制】

☎/Fax 072-469-7125 相談日・時間は要問合せ。夜間相談あり。

女性のための電話相談

☎072-469-7402 第1～4水曜日10:00～12:00、13:00～15:00

● 介護の相談や高齢者虐待の通報窓口

地域包括支援センター ☎072-464-2977

高齢介護課 ☎072-463-1212

● 全国共通人権相談ダイヤル（最寄りの法務局につながります）

みんなの人権110番 ☎0570-003-110

※次のURLでインターネットによる人権相談も受け付けています。

（URL）<http://www.jinken.go.jp>

泉佐野市役所 人権推進課

〒598-8550 泉佐野市市場東1丁目295番地の3

☎072-463-1212 ファックス 072-464-9314

※この冊子は法務省委託事業により作成しています。

2018. 1. 4,500

みんなが安心して暮らせるために

● 部落差別を解消しましょう ● 個人情報をまもりましょう

● 高齢者の人権をまもりましょう

私たちの社会には、現在もおお部落差別が存在し、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況が変化しています。特に、インターネット上の部落に関する情報の多くは、残念ながら偏見に満ちたものや、差別を煽るものです。このような中、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的として、平成28年12月9日から部落差別解消推進法が施行されています。

また、スマートフォンの普及、ツイッターやフェイスブック、インスタグラムなど新しいメディアの登場によって、時間や場所を選ばず、気軽にインターネットへアクセスし、情報を得たり、発信したりできるようになりました。しかし、便利さの反面、他人のプライバシーを侵害し、トラブルを引き起こすケースが少なくありません。

さらに、高齢化が進み、被介護者の人数が増えるとともに、高齢者虐待の問題が深刻化しています。自宅、施設、病院など場所を問わず、様々な現場で起きているのが特徴です。

この冊子では、部落差別解消・個人情報保護・高齢者の人権についてまとめました。みんなが安心して暮らせるために、私たちはどうしたらいいのか、これらの人権課題から考えてみましょう。



泉佐野市

部落差別を解消しましょう

① 部落差別とは

ある特定の地域に「住んでいる」「住んでいた」「生まれた」「本籍を置いている」といった理由で「被差別部落出身者」と見なされた人が現在もなお差別を受けているという日本固有の重大な人権問題です。

② 部落差別の今

- (1) 結婚に反対されたり、就職等で不利な取り扱いを受けたりする、出身地や特定の地域が被差別部落かどうかを調査する、住宅や土地(購入、賃貸契約)を選ぶにあたっての問い合わせなど、被差別部落出身者、被差別部落を忌避する意識が未だ残っています。

泉佐野市民の人権に関する意識調査報告書(2016年3月)より

子どもの結婚相手が被差別部落出身者であるとわかった時、「結婚に反対する」と「反対だが子どもの意思であれば仕方がない」が32.0%で、住居(購入、賃貸契約)を選ぶ際、被差別部落内にある場合、「避けると思う」が56.9%となっている。

- (2) 被差別部落への忌避意識を背景にさまざまな差別落書きやインターネット上における書き込みなど部落差別を助長・誘発する事案が発生しています。

③ 部落差別解消推進法はどんな法律なのか

(正式名称:「部落差別の解消の推進に関する法律」2016年12月16日施行)

部落差別解消推進法の意義と内容は次のとおりです。

- (1) 「部落差別」という名称を初めて法律名に用いています。
- (2) 部落差別の存在を認知し、許されないものであるとの認識を明記。
- (3) 部落差別のない社会を実現することを明記。

- (4) 部落差別の解消に関する施策の実施を国及び地方公共団体の責務としています。

地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、国と他の地方公共団体と連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講じるよう努めることを責務としています。

- (5) 具体的施策

- ① 部落差別に関する相談体制の充実を図ること。
- ② 部落問題に関する教育及び啓発を行うこと。
- ③ 部落差別の実態調査を行うこと。

④ 部落差別は許されない

- (1) 被差別部落出身者かどうかの身元調査をしてはいけません。
- (2) 住居(購入、賃貸契約)を選ぶ際に被差別部落の有無を調査することは部落差別です。
- (3) 被差別部落出身者であることを理由に不利益な扱いは許されません。
- (4) そっとしておけば部落差別は自然になくなると考えるのは間違いです。
- (5) 差別を助長・誘発するような内容などをインターネット掲示板へ書き込みをしてはいけません。

部落差別の解消のため、改めて部落差別問題について理解し考えていきましょう。

参 考

※大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例で、差別につながる「個人調査」と「土地調査」が規制されています。また府民が調査を依頼しないよう定められています。

※就職に際して、被差別部落出身者かどうかを確認することは、職業安定法違反です。



個人情報を守りましょう

① 個人情報とは？

生存する個人を識別することが可能な情報

- ①その記述などだけで特定の個人を識別できる情報
氏名、メールアドレス、住所、顔の画像、電話番号など
- ②他の情報と容易に照合でき、それにより特定の個人を識別できる情報
インターネット接続事業者（プロバイダ）の通信履歴（ログ）と会員情報リスト、社員番号と社員台帳など

② 個人情報は人為的に漏れている？

個人情報は人為的に漏らされたり、あるいは盗み出されたりしていることがあります。それは、たとえば、DMで商品の広告や通信販売をする事業者の一部、債務者の転居先を探ろうとする債権取立業者の一部、結婚のため相手のことを調べたい人など、その情報を欲しがっている人がいるからです。

また、意識せず自分自身が漏らしてしまっていることもあります。懸賞への応募、カタログ請求、各種会員登録などがその一例です。



③ ちょっと待って！

その情報、インターネットで公開しても大丈夫？

ちょっと考えてみよう 「加害者」になっているかも？

- 「●●さんと△△さんを発見。もしかして、つきあってる？」とツイートした。
- ブログに、嫌いな友だちの名前と悪口を書いた。
- クラス全員にメールを一斉送信したら、全員のメールアドレスが全員にわかってしまった。



人を傷つけないためのインターネット上の「ルール」とは、

- 誤解を生む表現は使わない。
- 誹謗、中傷するようなことは書き込まない。
- うそや不確かなことは書き込まない。
- 個人情報は書き込まない。
- 友人と一緒に写っている写真を公開する場合は本人の許可を得る。

④ プライバシー情報の取り扱いは慎重に！

情報を扱うときには、「誰の目にふれるのか」「公開していい内容か」、その人の立場に立って考え、適切な判断をすることが大切です。

⑤ インターネット上で

個人情報を守るためのポイント

- 情報を発信する場合は、それに伴う責任とリスクを認識しましょう。
- 自己防衛に努めましょう。



高齢者の人権をまもりましょう

① 認知症と虐待

虐待を受けた高齢者のうち、7割近い人に認知症の症状が見られます。認知症という病気についての知識不足や、認知症高齢者支援サービスに関する情報不足、あるいは認知症への偏見等によって認知症高齢者及びその家族が地域から孤立するなどにより介護疲れが生じています。それが主な原因となった虐待が発生しています。

② 『高齢者虐待』とは？

虐待の主な種類

- 身体的虐待 ○心理的虐待 ○介護・世話の放棄・放任
- 経済的虐待 ○性的虐待

③ 『高齢者虐待』はなぜ起こる？

高齢者虐待は、さまざまな要因が複雑に絡み合って起こるといわれています。



④ 一人で、あるいは家族だけで悩みや負担を抱え込まないで！

- 介護保険などのサービスを上手に利用して、介護の負担を軽減しましょう。
- 介護者も幸せに生きる権利があります。自分自身を大切にすることがよい介護にもつながりますので、息抜きをしたり、自分の時間をもって介護ストレスを発散したりしましょう。
- 家族、親族、近所の人たちなど、まわりの人の協力を得られるような人間関係も大切です。
- 認知症など、高齢者の病気について理解を深めましょう。

⑤ 高齢者やその介護をしている人が地域のなかで孤立していませんか？

- あいさつ、声かけ、介護している家族にねぎらいの言葉をかけましょう。
- 認知症などの症状について理解し、支えあいましょう。
- 「虐待かな」と気づいたら、相談窓口にご相談しましょう。

高齢者虐待のサインを見逃していませんか？
あなたの身のまわりで思い当たることがあれば、
相談窓口にご相談ください。



高齢者の様子

- 不自然なアザや傷、やけどのあとが見られる。
- 汚れたり破れたりした衣類を着ている。異臭がする。
- 家の中から怒鳴り声や悲鳴がよく聞こえてくる。
- デイサービスなどを利用したとき「帰りたくない」などの発言がある。
- 必要と思われる診療や介護サービスを受けていない。
- 年金や財産収入があるにもかかわらず、お金がないと訴える。

家族や家庭の様子

- 世話や介護に拒否的な発言がある。
- 高齢者に面会させない。近所付き合いがない。
- 介護疲れや病気などつらい様子がうかがえる。
- 部屋のなかに衣類や食べ残しが散乱していて不衛生である。
- 高齢者の部屋に外から鍵がかけられている。

⑥ 成年後見制度をご存知ですか？

認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な人は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだりする必要がある場合もありますが、自分でこれらのことをするのが難しい場合があります。また、自分に不利な契約であってもよく判断できずに契約を結んでしまい、悪質商法の被害にあうおそれもあります。このような判断能力の不十分な人を保護し、支援するのが成年後見制度です。

